「税を考える週間」特別座談会

テーマ「これからの社会に向かって」

支部長：今年も11日から「税を考える週間」が始まります。

署長：はい。国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する理解と理解を深めていただくため、毎年「11日から17日までの一週間」を「税を考える週間」として、この期間を中心に様々な広報活動を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としております。

私たちの身の回りには、私たちが健康で文化的な生活を送るために、国や地方公共団体による多くの公共サービスが存在しています。公共サービスの内容は様々ですが、その費用は、主に税金によって賄われています。



長岡税務署・齋藤織署長（左）
関東信越税理士会長岡支部・笠輪浩支部長（右）

支部長：そうですね。私たちの生活に欠かせない、道路、上下水道、公園などの公共施設、いわゆる社会資本や警察、消防、教育、福祉などの「公共サービス」を利用する際に利用料がかからないのは、利用の有無にかかわらず、「税」という形で私たちが負担し合っているからです。私たちが互いに支え合いながらよりよい社会をつくっていくために「税」は必要なものですね。

その「税」についての理解を深めてもらうために、いろいろな広報活動を行っていますが、何かいつか紹介していただけますか。

署長：国税庁では、国税庁ホームページ内に特設ページを設けるほか、新しい広報媒体や様々なデジタルコンテンツを活用して情報発信を行っています。

X（旧ツイッター）公式アカウントでは税に関する気になる情報をタイムリーに発信しているほか、YouTube公式チャンネルでは、スマートフォンやパソコンを使って簡単に確定申告手続をすることができるe-Taxの使い方、採用選考では就職員の体験談や税務署員の一日密着した動画などご紹介していますので、この機会にぜひご利用ください。

支部長：全国的な情報発信に加え、長岡税務署独自の取組も予定されているそうですね。

署長：はい。今年は「税を考える週間」の取組の一環として、「古典落語と税金の話」と題したプログラムを開催する予定です。落語家の春風亭鯉ぅむ師匠に古典落語を「扱税」や「税金の話」を題材にしていただきます。

支部長：税を考える週間の「公共サービスと税」に関する広報活動や、税務署の業務内容などについて、税務署員が直接、中学生や高校生の皆さんのもとへ出向いて説明する「租税教室」を行っています。

署長：税に対して関心を持っていただくためにお役立てればうれしいです。

支部長：税理士の先生方には、ご多忙のなか毎年多くの税務署の「租税教室」の講師を務めていただき、ありがとうございます。

署長：税務署員は社会全体で取り組むべきものと考えており、引き続きこの協力のほどよろしくお願いいたします。

支部長：租税教室のほかに、中学生と高校生対象の「税に関する作文の募集も行っていますね。

署長：はい。今年も中学生・高校生の皆さんから多くの応募をいただきました。所得税や消費税などの身近な税に関する作品や、自らの体験を基にした医療・福祉といった社会保障や教育のほか、これからの税金のあり方について考えられた作品が多かったと感じております。

支部長：そうですね。生徒の皆さんが租税の意義や役割を正しく理解してくれていることを嬉しく思います。

署長：はい。今年も作文を書いた生徒の皆さんの励みになるようにと、作文を書いた生徒の皆さんの中から、税務署長賞（最優秀賞）、税務署長賞（優秀賞）、市町村長賞（優秀賞）の特別徴収（給与天引き）をしなければならないことされています。

パート、アルバイトや非常勤職員の方からも原則として特別徴収ていただく必要があります。

「特別徴収のしくみ」は下図のとおりです。また、制度の内容は、左記を一覧ください。

支部長：税理士会長岡支部でも、支部長賞を設けて表彰させていただいております。表彰を受けることは、作文を書いた生徒の皆さんの励みになるようですね。税理士会長岡支部でも、支部長賞を設けて表彰させていただいております。表彰を受けることは、作文を書いた生徒の皆さんの励みになるようですね。

署長：そうですね。支部長賞を贈りいただきありがとうございます。優秀作品については、今年の12月から開催予定の「税を考える週間」行事において、税務署長賞を受賞された作品の朗読をしていただく予定です。

支部長：税を考える週間行事の一環として、税務署長賞を受賞された作品の朗読をしていただく予定です。

署長：はい。今年も作文を書いた生徒の皆さんの励みになるようにと、作文を書いた生徒の皆さんの中から、税務署長賞（最優秀賞）、税務署長賞（優秀賞）、市町村長賞（優秀賞）の特別徴収（給与天引き）をしなければならないことされています。

パート、アルバイトや非常勤職員の方からも原則として特別徴収ていただく必要があります。

「特別徴収のしくみ」は下図のとおりです。また、制度の内容は、左記を一覧ください。

税務Q&A

事業主の皆様へ
「個人住民税は特別徴収で納めましょう」

●個人住民税

個人住民税は、毎年1月1日現在の住所地において住民の方に納めていただく、市町村及び県の税金です。

納税方法は、次のとおりです。

○納税方法

一、普通徴収

納税者が市町村からの納税通知書により直接納付する方法です。

二、特別徴収

事業主（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員（納税義務者）の住所所在地の市町村へ納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員（納税義務者）の個人住民税についても給与天引きして納めることが法律等で義務付けられています。

なお、個人住民税の各種報告・届出及び納税の電子申告・電子納税（eLTAX）がご利用いただけます。

eLTAXの利便性上の観点から、電子申告・電子納税の積極的なご利用をお願いします。

eLTAXの詳細については、次のホームページを参照してください。

https://www.eltax.lta.go.jp/

また、納税方法の詳細は、最寄りの市町村若しくは、新潟県長岡地域振興局税部収税課へお尋ねください。（☎38-2511）

●個人住民税の徴収

個人住民税は、毎年一月一日現在の住所地において住民の方に納めていただく、市町村及び県の税金です。

納税方法は、次のとおりです。

○納税方法

一、普通徴収

納税者が市町村からの納税通知書により直接納付する方法です。

二、特別徴収

事業主（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員（納税義務者）の住所所在地の市町村へ納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員（納税義務者）の個人住民税についても給与天引きして納めることが法律等で義務付けられています。

なお、個人住民税の各種報告・届出及び納税の電子申告・電子納税（eLTAX）がご利用いただけます。

eLTAXの詳細については、次のホームページを参照してください。

https://www.eltax.lta.go.jp/

また、納税方法の詳細は、最寄りの市町村若しくは、新潟県長岡地域振興局税部収税課へお尋ねください。（☎38-2511）



2026年度 県統計グラフコンクール 入賞作品が決定

県統計グラフコンクール（主催＝新潟県、新潟県統計協会）の入賞作品のほどが決定した。同コンクールは8月17～31日に募集したもので、長岡市関係の入賞は次のとおり（敬称略）。

第1部（小学1・2年生）
▽県統計協会総裁賞＝「野球分析　僕の役割は何かな」新保悠斗（附属長岡小6年）
▽県統計協会総裁賞＝「人は箱の外　見から何を選ぶか」三浦松（表町小5年）、三浦藍（同5年）
▽奨励賞＝「どんなしゅるい？どこで？自動販売機について調べみた！」佐藤杏音（附属長岡小3年）

第2部（小学3・4年生）
▽県統計協会総裁賞＝「しりたいな！わたしの学校ぎゅう食」新保咲希（附属長岡小2年）
▽奨励賞＝「いえーい米大すきだいVSけん外・三浦紗乃（表町小2年）

第3部（小学5・6年生）
▽県統計協会総裁賞＝「野球分析　僕の役割は何かな」新保悠斗（附属長岡小6年）
▽県統計協会総裁賞＝「人は箱の外　見から何を選ぶか」三浦松（表町小5年）、三浦藍（同5年）
▽奨励賞＝「民間療法の選択と命のゆくえ」石田遥斗、内山拓海、黒﨑晴喜、幸田大和（同3年）
▽同＝「高齢化社会と感染症」高波大徳、高橋悠介、中村夢、西村晃太（同3年）
▽同＝「あなたは眠れている？～よい睡眠のために～」小丸虎之佑、加藤衿奈、岩崎陽菜、千葉碧（同2年）

第4部（中学生）
▽奨励賞＝「推しが尊すぎる件～日本古典文学と現代社会の「推し活」を比較～」青木瑚乃（附属長岡中3年）

第5部（小中学生のパソコン統計グラフ作品）
▽奨励賞＝「小学生が本を読まなくなってきているって本当？」三浦桜（表町小6年）、三浦藍（同5年）

第6部（高校生以上の作品）
▽県統計協会総裁賞＝「地域医療が変える未来とは」橋元かおり、原怜那、村山夏輝、村山唯香（長岡高3年）
▽奨励賞＝「民間療法の選択と命のゆくえ」石田遥斗、内山拓海、黒﨑晴喜、幸田大和（同3年）

【次代を担う児童・生徒への租税教育】

署長：国税庁の取組の一つに、租税教育の充実があります。次代を担う児童・生徒の皆さんの健全な納税意識を養うことの重要性に鑑み、租税教室の開催などに取り組んでおります。

支部長：税理士会長岡支部でも、租税教育推進部を中心に、健全な納税者意識の養成のため、特に社会人となる手前の高校生を対象とした租税教室の講師派遣を務めております。少しでも多くの生徒の皆さんが、税に対して関心を持っていただくためにお役立てればうれしいです。

署長：税理士の先生方には、ご多忙のなか毎年多くの税務署の「租税教室」の講師を務めていただき、ありがとうございます。租税教育は社会全体で取り組むべきものと考えており、引き続きこの協力のほどよろしくお願いいたします。

支部長：租税教室のほかに、中学生と高校生対象の「税に関する作文の募集も行っていますね。

署長：はい。今年も中学生・高校生の皆さんから多くの応募をいただきました。所得税や消費税などの身近な税に関する作品や、自らの体験を基にした医療・福祉といった社会保障や教育のほか、これからの税金のあり方について考えられた作品が多かったと感じております。

支部長：そうですね。生徒の皆さんが租税の意義や役割を正しく理解してくれていることを嬉しく思います。

署長：はい。今年も作文を書いた生徒の皆さんの励みになるようにと、作文を書いた生徒の皆さんの中から、税務署長賞（最優秀賞）、税務署長賞（優秀賞）、市町村長賞（優秀賞）の特別徴収（給与天引き）をしなければならないことされています。

パート、アルバイトや非常勤職員の方からも原則として特別徴収ていただく必要があります。

「特別徴収のしくみ」は下図のとおりです。また、制度の内容は、左記を一覧ください。

【マイナンバーカードを利用したスマホ申告の推進について】

支部長：年が明けると、確定申告の準備を始める時期になりますが、便利な方法がいろいろあると伺っています。詳しく教えていただけますか。

署長：国税局・税務署では、納税者の視点から、納税者の方々が自宅から使い慣れたスマートフォンやパソコンなどを利用した「e-Tax」、特にスマホ申告について、ご利用をおすすめしております。令和4年分所得税の確定申告では約4人に3人の方がe-Taxをご利用いただいております。

支部長：スマホ申告は、使いやすく便利になっていると伺っておりますが、どのような便利な機能があるのですか。

署長：確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額が自動計算され、簡単に申告書を作成することができます。

また、マイナンバーカードを利用して、e-Taxで申告する際に、マイナポータル連携利用すると、給与や公的年金等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を自動で取り込むことができ、入力の手間を大幅に減らすことができます。さらに、令和5年分からは、各種情報の確定申告から、給与所得の源泉徴収票のマイナポータル連携の対象となる方が大幅に拡大する予定です。

支部長：年々機能が追加されて、便利になっています。申告書の送信結果も、マイナポータル連携で自動で入力されて、計算も自動となるなど、誤りの無い申告書が自宅に居ながらにも簡単に作成できますね。

署長：そうです。e-Taxは、確定申告の期間中はいつでも利用できますし、確定申告会場にお越しいただくことなく、自宅に居ながらやオフィスから納付手続ができます。申告から納付まで自宅で完結できるのは、大変便利です。

署長：はい。スマホ申告やキャッシュレス納付を組み合わせることで、さらに便利でスムーズな確定申告が可能になります。ぜひご利用いただきたいと思います。

【税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進】

支部長：国税庁が進めている税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）についても教えてください。

署長：はい。国税庁では、令和7年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション税務行政の将来像2023」を公表し、これまでの「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に新たに「業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に沿って、税務行政のDXを進めています。e-Taxやマイナポータル連携の普及を進め、税務手続のデジタル化は着実に前進しています。

支部長：税理士業界でも電子申告やクラウド会計様に作成をご賞いただきたいと思います。多くの地域の皆様に作成をご賞いただきたいと思います。

【税務相談は事前にご予約を】

署長：現在、税理士会長岡支部の会員は、どれくらいおられるのですか。

支部長：顧問先はもちろん、地域の皆さんからのご相談にも税理士がお答えしております。税理士には法律により守秘義務が課されておりますので、安心してご相談ください。

署長：税務署における窓口での二相談も事前予約をお願いしております。お電話で相談日時をご予約いただくようお願いします。

また、国税庁では、AIが24時間いつでも自動で回答する「税務相談チャットボット」や国税に関する一般的なご相談については「国税相談専用ダイヤル」（全国一律料金）を導入しております。様々な相談体制を整備しておりますのでご利用の際はお気軽にご相談ください。

なお、ご相談の場合は、事前にお電話で相談日時をご予約いただいたうえでご来庁いただきたいと思います。

署長：税務署員長長岡支部の皆さんにおいても、税理士会長岡支部の果たす役割は大きいと言えます。

支部長：顧問先はもちろん、地域の皆さんからのご相談にも税理士がお答えしております。税理士には法律により守秘義務が課されておりますので、安心してご相談ください。

署長：現在、税理士会長岡支部の会員は、どれくらいおられるのですか。

支部長：9月末現在の数字になりますが、「個人会員」1,418名、税理士法人22社で合計1,630の会員がおります。会員の税務支援の調査室として「地域経済活性化のための支援に関する協定」をモットーに、地元企業など納税者の皆さんの身近なアドバイザーとして日々の業務に従事しております。

署長：長岡地域において、身近な税理士さんに相談を希望される方が多いようですね。その意味なお、ご相談の場合は、事前にお電話で相談日時をご予約いただいたうえでご来庁いただきたいと思います。

署長：税務署における窓口での二相談も事前予約をお願いしております。お電話で相談日時をご予約いただくようお願いします。

また、国税庁では、AIが24時間いつでも自動で回答する「税務相談チャットボット」や国税に関する一般的なご相談については「国税相談専用ダイヤル」（全国一律料金）を導入しております。様々な相談体制を整備しておりますのでご利用の際はお気軽にご相談ください。

【国税庁LINEアカウントの活用を】

支部長：近年は、税に関する情報発信もデジタル化が進んでいますね。

署長：はい。国税庁ではホームページやSNSなど様々な媒体を活用していますが、特におすすめしたいのが国税庁LINE公式アカウントです。友だち追加後、希望する情報のテーマを受信設定すると、その方に必要な税に関する情報をタイムリーに受け取ることができます。

支部長：自分で調べなくても必要な情報が届くというのは便利ですね。

署長：そのとおりです。確定申告に関する情報やe-Taxの利用案内など、必要な情報をスマートフォンで手軽に確認することができる利用しやすいサービスです。

支部長：若い世代はもちろん、幅広い世代の方々に利用していただきたいですね。



税を考える週間

税と文化講演会

日時　令和8年11月24日(火) 午後2時～午後4時40分（開場午後1時半）
会場　ホテルニューオータニ長岡　NOホール
定員　入場無料　先着200名

第一部　齋 善織 氏（長岡税務署長）　午後2時00分～
演題「くらしと税」

第二部　放中 三十二 氏（大阪大学特任教授）　午後3時10分～
演題『緊迫の国際情勢と日本の針路』

▶放中三十二氏　プロフィール
1969年外務省入省。前職、インドネシア、米国在当の後、北米局二課長（日米経済摩擦担当）、国際連合局国連代表部参事官（ロンドン駐在）、ジュネーブ代表部公使、外務本省国際課長、アジア太平洋課長を経て、2003年から現職。
2002年からアジア太平洋経済協力（APEC）、外務審議官（国連担当）、G8サミット・シェルパ、外務審議官（政治担当）を経て、2008年に外務事務次官。
2010年に外務省退官。現在は大阪大学特任教授を務める。放中氏はグローバル・ガバナンスを主導。

▶メディア出演
TBS：サンデーモーニングほか。

▶著書
『対米経済交渉の実像』1991年：サイマル出版会
『国家の命運外交の原理原則で考えた国際と平和』2010年：財界研　他多数。

主催　公益社団法人 長岡法人会　TEL0258-35-0328　FAX0258-39-7630
＜申込締切後でも空席がありましたら受付いたしますので、なお、TEL・FAXの受付はありません＞
9月末迄　940-0071　長岡市表町3丁目1-8　リナシエビル3 8階
10月以降　940-0062　長岡市大手通二丁目2番地14 米百俵プレイス東館6階

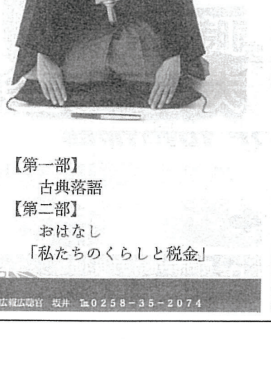
共催　長岡税務署、関東信越税理士会長岡支部／長岡商工会議所、長岡酒造協議会、長岡地区納税貯蓄組合連合会、長岡税務署管内小売酒販組合・商工会・資産税協議会／青色申告会連合会

税を考える週間行事

古典落語と税金の話

古典落語の世界を味わいながら、私たちの暮らしを支える税のお話に耳を傾けてみませんか？

令和8年
11月20日（金）
【開演】11:00（会場10:30予定）
【会場】アオーレ長岡　市民交流ホールA　長岡市大手通1丁目4番地10
【定員】150名



【第一部】古典落語
【第二部】おはなし「私たちのくらしと税金」

長岡税務署管内税務団体連絡協議会　長岡税務署
【問い合わせ先】長岡税務署 税務広報広聴官 坂井 ☎0258-35-2074